

調布市中小企業等家賃支援給付金（案）

生活文化スポーツ部産業振興課

1 実施主体

調布市商工会

2 支給対象

(1) 下記①～④の条件を全て満たす中小企業等※中小企業等の定義は融資あっせん制度と同様

- ① 個人の場合は市内に住所を有すること。法人の場合は登記上の本店所在地を市内に有すること。
- ② 市内に補助対象物件を有すること。
- ③ 今後も事業継続の意思があること。
- ④ 納期の経過した市税を完納していること。

※医療法人，農業法人，NPO法人，社会福祉法人など，会社以外の法人も幅広く対象。

(2) 5月～12月の売上高等について，下記①②の条件を満たすこと。

- ① 連続する2か月の合計で前年同期比20%以上50%未満減少していること。
- ② 1か月で前年同月比50%以上または，連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少していないこと。

(国・都の家賃支援給付金の支給対象とならないこと。)

(3) 自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払っていること。

3 給付額及び算定方法

(1) 給付額

対象	家賃月額	市の支援内容	
中小企業等	—	支払賃料×1/5 ※家賃ベースの最大：37.5万円	6か月最大45万円 (7.5万円×6か月)

(2) 算定方法

申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

4 補正予算額

3億580万8千円

【参考】国・東京都制度の支給対象等

(1) 資本金10億円未満の中堅企業，中小企業，小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者

(都は中小企業法第2条に規定する中小企業)

※医療法人，農業法人，NPO法人，社会福祉法人など，会社以外の法人も幅広く対象。

(2) 5月～12月の売上高について，

- ・1か月で前年同月比▲50%以上または，
- ・連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上

(3) 自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払っていること。

対象	家賃月額	国の支援内容	
法人	75万円以下	支払賃料×2/3	6か月最大 300万円
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※100万円(月額)上限※家賃ベースの最大:225万円	6か月最大 600万円
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3	6か月最大 150万円
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※50万円(月額)が上限※家賃ベースの最大:112.5万円	6か月最大 300万円

対象	家賃月額	都の支援内容	
法人	75万円以下	支払賃料×1/12	3か月最大 18.75万円
	75万円超	6.25万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/24] ※12.5万円(月額)が上限※家賃ベースの最大:225万円	3か月最大 37.5万円
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×1/12	3か月最大 9.375万円
	37.5万円超	3.125万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/24] ※6.25万円(月額)が上限※家賃ベースの最大:112.5万円	3か月最大 18.75万円

※申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍（都は3倍）